二　車体の構造は、次に掲げるものであること。
イ　原動機として、電動機を用いること。
ロ　歩きながら運転するものであること。
ハ　運転者が当該車から離れた場合には、原動機が停止すること。

（自動車の種類）

第二条　法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさ（以下この条において「車体の大きさ等」という。）は、次の表に定めるとおりとする。

自動車の種類	車体の大きさ等
［略］	
大型自動二輪車	総排気量が〇・四〇〇リットルを超え、又は定格出力が二〇・〇〇キロワットを超える原動機を有する二輪の自動車（側車付きのものを含む。）で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
［略］	
備考　［略］	

（交差点における左折の表示）

第三条　令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面板の下部（信号機に背面板が設けられていない場合にあつては、信号機の灯器の下方）又は道路の左側の路端に近接した当該道路上の位置（歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した当該歩道上の位置）に設けて行なうものとする。

第十八条　免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならない。

［一～四　略］

五　法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの　やむを得ない理由を証するに足りる書類

［六・七　略］

2　［略］

（免許証の再交付の申請）

第二十一条　［1］法第九十四条第二項の内閣府令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一　法第九十一条の規定により、免許に条件を付され、又はこれを変更されたとき。
二　免許証の備考欄に法第九十三条第二項に規定する事項又は法第九十四条第一項に規定する変更に係る事項の記載を受けているとき。
三　免許証に表示されている写真を変更しようとするとき。
四　前三号に掲げるもののほか、公安委員会が相当と認めるとき。

（自動車の種類）

第二条　［同上］

自動車の種類	車体の大きさ等
［同上］	
大型自動二輪車	総排気量〇・四〇〇リットルを超える内燃機関を原動機とする二輪の自動車（側車付きのものを含む。）で、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの
［同上］	
備考　［同上］	

（交差点における左折の表示）

第三条　令第二条第二項、第四条第二項及び第五条第二項の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の表示は、別記様式第一の標示を、左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面板の下部（信号機に背面板が設けられていない場合にあつては、信号機の灯器の下方）又は道路の左側の路端に近接した当該道路上の位置（歩道と車道の区別のある道路にあつては、車道の左側部分に接する歩道の車道寄りの路端に近接した当該歩道上の位置）に設けて行なうものとする。

第十八条　［同上］

［一～四　同上］

五　法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）であつて、当該免許が法第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月以内に運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けることができなかつたもの　やむを得ない理由を証するに足りる書類

［六・七　同上］

2　［同上］

（免許証の再交付の申請の手続）

第二十一条　［項を加える。］